



発行 新潟県

第 99 号

平成28年12月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1285 家畜伝染病の発生届（畜産課）
- 1286 家畜伝染病の発生届（畜産課）
- 1287 換地処分（農地整備課）
- 1288 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1289 建設業法による許可の取消し（監理課）

公 告

一般競争入札の実施（情報政策課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 3 かご漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）

告 示

◎新潟県告示第1285号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成28年12月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 発生伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 2 家畜の種類
鶏
- 3 患畜、疑似患畜の別
患畜
- 4 頭数(羽数)
5羽
- 5 発生場所
岩船郡関川村
- 6 発生年月日
平成28年12月1日

◎新潟県告示第1286号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成28年12月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 発生伝染病の種類

- 高病原性鳥インフルエンザ
- 2 家畜の種類
鶏
 - 3 患畜、疑似患畜の別
患畜
 - 4 頭数(羽数)
7羽
 - 5 発生場所
上越市
 - 6 発生年月日
平成28年12月2日

◎新潟県告示第1287号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、胎内市を地域とする県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業築地地区に係る換地処分をした。

平成28年12月20日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第1288号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成28年12月21日から平成29年1月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月20日

新潟県知事 米山 隆一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	湯川内	換地計画書の写し	糸魚川市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1289号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年12月20日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 処分をした年月日 平成28年12月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社高橋電気商会
高橋 周一
- 3 主たる営業所の所在地

三条市塚野目2-9-38

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第16224号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年12月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年11月30日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社星野組
星野 光雄
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市沢田2-11-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第6072号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年11月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年10月11日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸勝瓦
佐藤 勝美
- 3 主たる営業所の所在地
村上市大毎280
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20882号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年12月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
川島電気店
川島 賢一
- 3 主たる営業所の所在地
三条市帯織3377
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第21488号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年9月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年12月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
村越興産
-

村越 克男

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区遠藤137
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40903号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社長谷川工務店
長谷川 悟
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市飯角16-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第21626号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ダイトウア
高橋 栄吉
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区下木戸3-3-51
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第22632号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ニイガタファースニング
長谷川 忠雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区姥ヶ山6-5-26
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40810号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年11月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸田組
小野 正道
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字寺地223
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第11096号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年11月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社金井建設
川合 聖一
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市栄町3-34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第9057号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年11月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
松屋工務店
松澤 元司
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市赤泊215-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41838号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年11月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社越佐ロード
深井 達也
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市栗野江1259-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-25)第40746号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成28年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
百寿住宅
長谷川 敏雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区高志2-10-22
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43603号
 - 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
武田建設株式会社
武田 哲次
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区井随1006
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第41465号
 - 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ボニタプライア
堀澤 理恵
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区五十嵐2の町8688
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第4487号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三友組
三友 玲央
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市吉田163
-

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第7630号
 - 5 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年11月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
榎建設株式会社
佐藤 剛
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区榎町35-38
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第14288号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年11月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社川崎設備工業
川崎 歳明
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市寺町1-2-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第10010号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年11月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
セキヤ塗装
関谷 一敏
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市天神町182-23
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43435号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年11月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
籾英総建
-

佐藤 英明

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区名目所3-1917-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43584号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
田辺土建
田邊 勝藏
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区漆山2696-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第22314号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
クリエイト・カンパニー
小林 治
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区松浜新町13-28
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44866号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年10月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
虹塗装
小林 勝敏
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区江口1607-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39471号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年10月26日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ヒロタカ工務店
広井 隆一
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市川口相川1911
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第17664号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年10月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社廣嶋組
廣嶋 一義
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字横曾根547
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第20454号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年11月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社後藤鋼機
後藤 基
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市春日1001-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第11523号
 - 5 処分の内容 建築工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年11月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県情報セキュリティクラウド用インターネット回線の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年12月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県情報セキュリティクラウド用インターネット回線の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 利用期間

平成29年2月15日(水)から平成29年3月31日(金)まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成28年12月20日(火)から平成28年12月27日(火)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 日時 平成29年1月11日(水) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に定める電気通信事業者であること。

ウ インターネット回線サービスの提供に関して実績を有し、調達開始日までに適切かつ確実にサービスが提供できる体制が整備されていること。

エ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成28年12月20日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

オ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

カ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

キ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

ア (1)アからウに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体のいずれかの構成員が、本件入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

ウ 共同企業体を代表する構成員の出資比率が、当該共同企業体を構成する他の構成員の出資比率より大きいこと。

エ 共同企業体を構成する者が、他の本件入札に参加する共同企業体の構成員となっていないこと。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ 共同企業体を構成する者が、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年1月5日(木) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。共同企業体にあつては代表構成員(代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者)。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年1月6日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、月額利用金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった、1に掲げる新潟県情報セキュリティクラウド用インターネット回線の1か月当たりの利用料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に1(3)に定める利用期間を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額利用金額に1(3)に定める利用期間を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

月額利用金額に100分の8に相当する額を加算した金額に1(3)に定める利用期間を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

月額利用金額に1(3)に定める利用期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 本入札に係る手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月20日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量
結石破碎システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成28年12月6日
- 6 落札者の氏名及び住所
源川医科器械株式会社
新潟県新潟市中央区東中通2番町279
- 7 落札価格
38,664,000 円
- 8 入札公告日
平成28年10月25日
- 9 落札方式
最低価格

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成29年1月1日から平成29年12月31日までとする。

平成28年12月20日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第7条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。